

2021年 3月 23日

No. 538



山田 良平
3分間
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



消費税 4月から総額表示が義務化

本年4月1日から商品やサービスの価格表示が消費税額分を含めた総額表示方式に切り替わります。2014年4月と2019年10月の二度にわたる消費税率引き上げに伴う事務負担などへの配慮から、税抜価格のみの表示が特例として認められてきましたが、4月以降は店頭での表示のほか、チラシやカタログ、広告など表示媒体を問わず、総額表示が義務化されます。

消費者がモノやサービスを購入する際、一目で消費税額を含む価格がわかり、購入の際の比較が容易にできるとして、消費税法に基づき総額表示義務は2004年4月から導入されました。一方で、税率を5%から8%、10%へ2段階にわけて引き上げることになり、値札張り替えなどの事業者側の事務負担に配慮する観点から、13年に成立した消費税転嫁対策特別措置法に基づき、税抜価格のみの表示を認める特例が設けられていました。

新型コロナウイルス感染拡大による経済停滞を受け、値札変更などの事務負担が増える事業者から総額表示義務の先送りを求める声もありましたが、昨年の税制改正論議では、総額表示は消費者の利便性向上に資するとして、先送り案は採用されませんでした。

なお、総額表示として認められる表示を例に挙げますと「1100円」「1100円(税込)」「1100円(うち消費税額100円)」などで、「税込価格である旨」の表示は不要で、税抜価格や消費税額などが併記されていてもかまわないとしています。ただし、文字の大きさや文字間の余白などに留意し、総額表示が明瞭であることが求められます。

財務省によりますと、適用税率が異なるテイクアウトと店内飲食の両方がある飲食店の場合は、どちらか片方みの税込価格を表示する方法も認められています。ただし、片方みの表示を利用する場合は、店内飲食だと税率が高くなることを明示せずに、消費者に店内飲食が実際よりも安いと誤認を与える可能性があるとして、景品表示法違反にあたる恐れがあるとして注意を促しています。